

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

整理番号	179	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	179 ）			提案分野	10_運輸・交通

提案事項（事項名）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る補助対象事業者の見直し

提案団体

岡山県、福島県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、補助対象事業者が「活性化法法定協議会（以下「協議会」という。）」に限定されているもの（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、各種計画の策定、推進事業に係る補助金など）について、地方公共団体や公共交通事業者を補助対象事業者に加えるよう、補助金交付要綱の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定められた補助メニューの一部は、補助対象事業者が協議会に限定されており、地方公共団体や公共交通事業者は、実質的な事業主体であっても補助金交付申請を行うことができない。

【提案する理由】

特に、地域内のバス路線に対する補助制度である「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」については、協議会が補助金交付の前提となる事業者、路線の認定を受ける段階で、補助対象とする路線を、真に公的負担による確保維持が必要な路線として市町村の地域公共交通計画に位置付け、協議会において十分協議がなされていることから、認定に基づく補助申請の段階で実質的な事業主体である地方公共団体や公共交通事業者を補助対象事業者に加えても特に問題はない。

【具体的な支障事例】

国の補助を受けてこれらの事業を実施する場合、地方公共団体において協議会を設置した上で、預金口座開設や財務規程等制定、総会の開催、予算・決算の議決など、多くの事務を行う必要があり、地方公共団体や協議会構成員にとって大きな負担となる。

特に「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」については、協議会が認定申請を行い、国から補助対象となる事業者、路線の認定を受けた上で、以前は運行主体であるバス事業者が直接交付申請を行い、国の補助を受けることができる仕組みとなっていたところ、令和3年4月5日の要綱改正によって、補助対象事業者が協議会のみに限定されることとなったため、経過措置が終了する令和7事業年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日までを補助対象期間とするもの）以降、毎年一連の業務が発生することとなり、関係地方公共団体において大幅な負担増が見込まれている。

また、補助対象事業者が協議会に限定されていることから、国の補助金をバス事業者へ交付する場合の振込手数料や、利便増進計画策定事業などの計画策定・推進事業を実施する場合の国庫補助分を除く経費（委託料、会議費など）については協議会から支出しなければならず、そのための財源を、地方公共団体から協議会へ補助金等として交付するための業務（予算措置や、補助金交付要綱の制定など）も発生することとなり、この

ことも地方公共団体にとって大幅な負担増となる。

さらに、これらの経費については、協議会の預金口座において管理することとなるため、地方公共団体の一般会計等で管理する場合に比べ、リスクは格段に大きくなる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実質的な事業主体である地方公共団体や公共交通事業者が、直接国庫補助を受け入れることとなり、協議会において補助を受け入れる場合の諸業務及び諸経費が不要となる。

また、地方公共団体が実施する、計画策定等の事業については、国庫補助分を含めた経費全体について、予算編成から決算認定までの一連の流れについて、議会のチェックを受けることとなるため、より適正な執行が担保されることとなる。

さらに、協議会の預金口座において管理を行う場合に懸念される、通帳の紛失等の様々なリスクについても、全面的に回避することができる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、奥州市、仙台市、いわき市、渋川市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、滋賀県、兵庫県、広島市、徳島市、高松市、宇和島市、東温市、高知県、久留米市、熊本市

○国の補助金を活用して事業を実施する場合、補助金を除く経費について地方公共団体から協議会に対し支出するために次の事務が発生する。

- ①(地)補助金交付要綱策定
- ②(協)補助金交付申請
- ③(地)補助金交付決定→支払処理
- ④(協)補助金入金処理
- ⑤(協)実績報告
- ⑥(地)補助金確定
- ⑦(地・協)精算

小規模地方公共団体では、担当者1名で事務を行っていることも多い。補助金の交付申請と交付決定を同一職員が行うことについて、審査等の観点から改善が必要であると監査で指摘を受けている。

協議から実施まで協議会で一貫して取り組むことの意義は理解できるが、それによって事務負担やリスクが生じている。

○預金口座の開設や、財務規定等の制定、国庫補助制度を踏まえた予算要求が必要となるなど、自治体の担う事務が煩雑化する制度となっている。

真に公的負担による確保・維持が必要な路線等に対する、効果的・効率的な支援とするため、国において補助制度と計画制度を連動化したものと認識しているが、関係者による協議等を行ったうえで、補助制度の実質的な主体である地方公共団体や公共交通事業者から補助の申請を行っても制度改正の趣旨には合致するもの。

以上により、地方公共団体や公共交通事業者を補助対象事業者に加える見直しが必要と考える。

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金補助対象が協議会に限定されることとなると、協議会において国庫補助金を受けることとなり、協議会は受けた国庫補助金を運行事業者へ振り込むこととなる。協議会の会計事務は補助金を仲介するだけの事務となり、そのための振込手数料も必要となるほか、補助金の仲介のためだけに、協議会予算、決算の協議を行うこととなり、事務の負担となる。

○国の補助を受けて事業を実施する場合、協議会における予算・決算の議決を得る必要があるなど、事務が増加する。また、国補助の場合、補助対象者が協議会となり、交通事業者へ直接交付ができず、市独自の補助と併用しようとする場合、事業管理がより複雑になることが予想される。そのため、地方自治体の事務負担が増加するものと思われる。

○制度改正による事務負担の軽減及び諸経費の削減が期待できる。

○「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」は要綱改正により、補助対象事業者が協議会に限定されることから、国の補助金をバス事業者へ交付する場合の振込手数料などの国庫補助分を除く経費については協議会から支出しなければならず、そのための財源を、地方公共団体から協議会へ補助金等として交付するための業務(予算措置や、補助金交付要綱の制定など)も発生することとなり、地方公共団体にとって大幅な負担増となるため、従前のように公共交通事業者が補助対象事業者となれないのであれば、地方公共団体を補助対象事業者となれるようにしていただきたい。(当市は現在1事業者のみが補助対象事業者)

○当市においては、協議会において財務規程を定めるとともに、預金口座を開設し、令和6年度事業から協議会が国庫補助金を受納している。

協議会は法人格を有しないことから口座開設にあたり金融機関との調整に苦慮した経過がある(口座開設手続きや入出金に際して、金融機関から協議会会長への本人確認の連絡などが頻繁に生じることによる協議会会長に大きな負担がかかる懸念もあったため、複数の金融機関と調整を行った)。

また、協議会から公共交通事業者へ補助金を支出する場合の手続き(事業者からの請求書の収受、支払いの意思決定など、支出手続きなど)も、協議会独自にルールを定める必要があり、事務局の事務的負担が大きく増加した。協議会に監査を置き、出納事務等の手続きの確認体制を整えているものの、協議会委員の負担が増えているとともに、地方公共団体の一般会計等で管理することと比較すれば、リスクが増大している。

○当市を含む1市2村で構成する地域公共交通協議会(以下、「当協議会」という。)では、令和6年事業年度からエリア一括協定運行事業に加え、従来の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金についても、補助を受けている。また、上記補助に対して、県においても協調補助という形で当協議会に交付される見込み。そのため、交付団体が当協議会になることで、当協議会として多額の補助金を取扱う必要があることに加え、補助金関連の事務が大幅に増加する。ご提案の制度改正によって、当協議会における業務改善に繋がることになる。

○当県においても、協議会を運営する市町からは、国庫補助を受け入れることに伴う諸業務について、大きな事務負担になっているとの意見を聞いているところ。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を申請するためには、協議会で対象事業の詳細(運行系統、運行事業者、運行計画等)を交通計画別紙として作成した上で国の認定を受ける必要があり、この認定に基づいて、交通事業者が従来どおり(法改正前)に直接申請を行うことに何ら問題ないとする。

○複数市町にまたがる広域の協議会においては、国からの補助金を一旦協議会で受け、その後各市町に配分する二度手間が生じる。また、振込手数料の無用な経費負担が生じる。

○次期の地域公共交通計画を策定するにあたり、活性化法法定協議会で預金口座開設や財務規程等制定、予算・決算の議決などの事務を新たに行う必要があり、協議会の事務局である地方公共団体の事務負担が増加している。

また、協議会の財務に関する協議事項が増えたことで、協議会の開催時間が長くなるなど、協議会構成員にとっても負担が増えている。

さらに、当市では法定協議会会長を学識経験者が務めており、計画の策定調査事業等の契約を私人である協議会会長名義で行うため、契約等に伴うリスクを私人に負わせることとなる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

整理番号	212	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	212 ）			提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石を可能とする要件緩和

提案団体

兵庫県、福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

土石流の捕捉により機能喪失した砂防堰堤等を早期に機能復旧させ、再度災害の発生防止に不可欠な緊急除石を、災害復旧事業として実施可能となるよう要件を緩和すること

具体的な支障事例

【現状・支障】
現状、埋塞した砂防堰堤の機能復旧に必要な埋塞物の撤去作業において災害復旧事業として認められているのは、撤去対象が埋塞土と流木により扱いが異なる。
埋塞土の撤去においては、砂防堰堤自体が埋塞土により被災または埋没した場合のみ当該事業の対象となる一方、流木の撤去においては、流木止め施設に流木が異常に堆積して流木捕捉機能が喪失した状態で、上流域に多量の流木（おおむね 500m3 以上）が滞留し、かつ、下流おおむね1km 以内に人家、公共施設、農耕地等の存する地域がある場合は、当該事業で堆積した全量の撤去が可能となっている。
他方、平成 28 年の「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）」及び「土石流・流木対策設計技術指針」の改定により、土砂災害等による流木被害等を踏まえた流木対策の強化等がなされ、砂防堰堤の型式の選定において、透過構造を有する施設が原則となった。
透過構造を有する砂防堰堤が土石流を捕捉した場合、流木捕捉時と同様に、砂防堰堤自体の被災や埋没が生じなくとも砂防施設として必要な機能（捕捉量）が喪失されるため、再度災害の発生防止には、早期の除石による機能復旧（緊急除石）が不可欠となる。
前述の砂防堰堤の型式選定における原則の変更により今後は透過構造を有する砂防堰堤が増加するとともに、頻発化する豪雨により従来の不透過型の砂防堰堤でも緊急除石の必要性が増加しているが、緊急除石が災害復旧事業の対象となっていないため、昨年の台風第7号の例では、土石流を捕捉した堰堤の機能復旧が梅雨時期までに間に合わない状態が当県において発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

砂防堰堤の機能を早期に復旧させ、再度災害の発生リスクを低減し、住民の安全・安心に資する。

根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14条第2号

公共土木施設災害復旧事業査定方針第3条第2項第6号

既設砂防えん堤に係る河道埋そくの取扱いについて(昭和63年4月18日付け防災課長、砂防課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、宮城県、石川県、山梨県、三重県、滋賀県、島根県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県

○遊砂地で土石流を捕捉した場合にあっても、砂防施設として必要な機能(捕捉量)が喪失され、再度災害防止には早期の除石による機能復旧(緊急除石)が不可欠となるため、災害復旧事業として実施可能となるよう要件の緩和を求めます。

○現時点で支障となった事例はないが、今後発生する可能性がある。

○緊急除石に時間を要する場合等は、次期出水に伴う土石流に対して、捕捉機能が発揮できない状況となる。

○施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な除石が困難であることから、激甚化・頻発化する土砂災害に対応できないおそれがある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

整理番号	235	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	235 ）			提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

財産管理人制度活用に伴う法的事務手続に要する費用補助要件の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

附帯事業となっている財産管理人制度の活用に伴う法務的手続を基本事業として実施することを可能とし、空き家の活用や除却といった事業を実施しない場合でも補助対象となるよう補助要綱を緩和（社会資本整備総合交付金の空き家対策総合支援事業の基本事業化）すること。

具体的な支障事例

生涯未婚率の上昇や家族関係の希薄化により、相続人不在となり所有者不在となっている空き家の管理等に関する苦情等が増加している。

市町村において、相続人不在となり所有者不在となった空き家の管理状況の改善指導を行うためには、指導先としての財産管理人の選任を裁判所に申し立てる必要がある。財産管理人には、財産の中から報酬を支払うことになっているものの、財産が少なく、報酬の支払が不可能な場合は、市（申立人）が報酬に相当する額（以下「予納金」）を裁判所へ納める必要があり、1件当たり数十万～数百万円となる予納金の財源確保が難しい。

予納金については「空き家対策総合支援事業」において補助金の対象となったが、基本事業の実施がなければ附帯事業である財産管理人の選任手続きは補助対象とならないことから利用が困難であり、加えて、1/2 の補助率では不十分である。

また、令和4年の地方分権改革提案に対する措置で、「空き家対策総合実施計画」に記載すべき事項を「空家等対策計画」に盛り込んで「空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」とすることが可能とされているが、当市は当該補助金の活用実績がなく、「空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」を策定すること自体が補助金活用のハードルとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

所有者不在となった空き家について、その地域住民から当該空き家が管理されていないことによる住環境の悪化や将来的な倒壊の危険性に関する相談が増加している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助要件の緩和により、財源が確保され、早期に財産管理人の選任及び適切な空き家管理を推進することができる。これにより、住環境の悪化や地域の安全を脅かす危険を未然に防ぐことができる。

また、全国的に問題となっている空き家の有効活用が進み、中古住宅市場の活性化や低廉な価格の住宅供給により、地域活性化の一助になる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 42 条

民法第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 264 条の 2、第 264 条の 8、第 264 条の 9、第 264 条の 14、第 650 条、第 951 条、第 952 条、第 953 条、第 954 条

住宅市街地総合整備事業制度要綱第 25

住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱第 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、金沢市、松本市、半田市、豊田市、寝屋川市、東温市、大村市、熊本市

○当市において財産管理人制度の使用を想定して対応をしている具体的な案件は無いが、空家対応は様々な手法の選択肢があり、財政的な手当てがあることが好ましい。

○所有者不在空き家に対する国庫補助の要件緩和や財源確保により、早期に対策を講じることが可能となる。

○個人財産を対象とする空家等対策の特性上、民事法制を活用した問題解決が有効策となるため、これを推進するための支援を拡大していただきたい。

○予納金に関しては、事例によっては高額になるケースも想定されるため、補助率の増加について賛同したい。

○提案のとおり、相続人不在となり所有者不在となっている空き家の増加は全国的に増加し、補助要件の緩和及び補助率の引き上げは、空き家対策の活性化に繋がると考える。当市での相続人不在の空き家は 26 件程度あり、空き家の早期解消の観点から、6 件については相続財産清算人の選任を申立て、清算が進んでおり、予納金は全額還付される見込みである。残りの空き家については、相続財産清算人を申立てて清算されたとしても予納金が全額還付される見込みがないため、申立てを躊躇している。当市においても空き家対策総合支援事業の財産管理制度に要する費用は、基本事業とすることを要望する。

○「空き家対策総合支援事業」の補助金の条件に「空き家の活用」の基本事業の実施があるため、「除却事業に要する費用」や「財産管理人制度の活用に伴う事務手続きに要する費用」の支援が受けられず、苦慮している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

整理番号	263	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	263 ）			提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

事業者と複数年契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること

提案団体

指定都市市長会、南国市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地籍調査の円滑かつ切れ目のない実施のため、事業者と複数年契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】
地籍調査は、国土調査事業十箇年計画に基づき、主に市町村が実施主体となっていくが、必要な経費は、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1の割合でそれぞれ負担する。
調査期間については、その作業工程の多さから、調査面積にかかわらず一つの調査区域に2～3年をかけて実施することが一般的であり、当市においても、「1年目に現地調査（既存資料整理、現況図作成等）」、「2年目に地籍測量（境界案作成、境界立会、地籍図作成等）・地権者調査・境界立会」を行うなど、2か年に渡り段階的に実施することとしている。
そのような実状であるにもかかわらず、国負担分（地籍調査費負担金として国庫負担）については、事業者と複数年に渡る契約を締結して地籍調査を進める場合、単年度会計の原則に沿わないという理由で、当該負担金の対象外となる。
国庫負担の対象外となれば、地方に大きな金銭負担が生じることから、実質的に複数年契約は不可能となり、単年度で事業者と契約締結せざるを得なくなる。
これにより、以下のような支障が生じている。

【支障】
単年度契約で対応する場合、1年目の業務完了と2年目の業務開始までに、①予算の確保、②入札、③契約手続きなどを行う必要があり、年度当初から3か月程度の期間を要する。この期間を調査に充てることができないため、2年目の調査期間が短くなり、地権者調査や境界立会などを行うための十分な工期がとれないことから、調査面積を最大化できない。
これにより、総事業費（国、都道府県、市町村の負担経費）の圧縮の機会を逸していると思料される。
また、調査に充てることができない期間において、基準点の亡失や土地の利用形態等に変更が生じること、再調査や調査内容の更新が必要となり、本来不要な金銭的・時間的コストが発生するおそれがある。
同様に、2年目以降の予算が措置されずに工程の途中で事業自体が実施不可となった場合、その間に土地の利用形態や所有者に変更が生じてしまい、再調査を要するおそれがある。また、これにより市民等に不信感を抱かれるおそれがある。
なお、社会資本整備の円滑化を目的に、社会資本整備に関する事業と一体として地籍調査を行う「社会資本整備円滑化地籍整備事業」についても、複数年にわたる計画を国庫の対象とすることはできない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

円滑な土地取引や迅速な災害復旧などのため、全国的に、早急に地籍調査を進める必要があり、本提案の実現により、以下の効果が期待できる。

- ・同一事業者との複数年度契約を締結することにより、年度毎に行っていた業者選定及び契約等に要する期間（3か月程度）が削減され、調査対象区域も最大化されることで、円滑かつ効果的な調査が可能となる。
- ・複数年度契約によるスケールメリットが働き、単年度契約よりも安価に契約可能となる可能性が高い。これにより、補助金の有効活用、税金支出の最適化が図られる。
- ・予算が確保できないことにより事業の中断期間が生じ、再調査を要するおそれなくなるほか、市民等に不信感を抱かれるおそれなくなる。
- ・一連の調査工程を同一事業者により実施することで、調査の正確性が確保される。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
国土調査法第9条の2
国土調査法施行令第14条
国土調査事業十箇年計画

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、高松市、大牟田市、大村市、熊本市

○積雪寒冷地である当市の場合、融雪後の外業作業が適した時期に補助金交付申請や入札・契約事務に充てられることとなり、積雪前までに実施しなければならない外業作業が時間的に厳しいことが散見される。本提案が実現されると、気象条件を勘案した作業工程の計画が可能となり、調査期間においても単年度契約の調査期間より短縮できるものと思慮される。また受託業者においては積雪前に外業作業を完了させるべく、早期の発注について例年要望されているところであるが、複数年契約とすることにより受託者が一定の裁量により作業工程を計画できるものと期待できる。

○複数年契約が可能になることで円滑かつ効果的な調査が期待できる。